



# 大津市公報

平成 30 年 5 月 24 日  
号外 (第 32 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 教育委員会規則

- 11 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 12 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 13 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則..... 1

### 教育委員会訓令

- 3 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 2

## 教育委員会規則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 5 月24日

大津市教育委員会  
教育長 舩 見 順

### 大津市教育委員会規則第11号

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「及び」の次に「教育委員会に対する」を加え、同項第4号中「大津市行政不服審査会、大津市情報公開・個人情報保護審査会、」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 5 月24日

大津市教育委員会  
教育長 舩 見 順

### 大津市教育委員会規則第12号

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則（平成6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「大津市教育委員会に」を「大津市長に」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 5 月24日

大津市教育委員会  
教育長 舩 見 順

### 大津市教育委員会規則第13号

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則（平成9年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「大津市教育委員会に」を「大津市教育委員会教育長に」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令**

**大津市教育委員会訓令第3号**

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月24日

大津市教育委員会

教育長 舩 見 順

別表第1号の表1の部1の項第8号中「及び」の次に「教育委員会に対する」を加え、同項第9号中「大津市行政不服審査会、大津市情報公開・個人情報保護審査会、」を削り、同部10の項に次のように加える。

教育長に対する行政不服申立てに係るもの									
ア 審査請求に係る裁決等						教育総務課長		コンプライアンス推進室長	
イ 審理員の指名									
ウ 審理員への通知、報告等									

別表第1号の表3の部3の項中「に係る」を「又は当該請求に係る不作為についての」に改め、同部5の項中「又は」を「若しくは」に、「に係る」を「又はこれらの請求に係る不作為についての」に改める。

別表第2号の表学校教育課の部2の款1の項中「就学又は就園先」を「就学先」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年5月24日から施行する。